

令和3年5月12日

保護者・生徒の皆様へ

県立夢野台高等学校  
校長 北川 真一郎

### 緊急事態宣言の延長に伴う対応について

このたび、本県に出されていた緊急事態宣言が5月31日（月）まで延長になったことを踏まえ、県教育委員会から5月10日付け「緊急事態宣言の延長に伴う県立学校の対応について」の通知がありました。

つきましては、本通知に従い、下記の通り教育活動を実施いたします。ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 期間

令和3年5月12日（水）～令和3年5月31日（月）

##### 2 教育活動

引き続き次の感染防止対策を徹底した上で、教育活動を行います。

- (1) マスクの着用を徹底すること（特に部活動等のミーティングや更衣時）
- (2) 換気、検温、手洗い、消毒（特に教室、トイレ、食堂）を徹底すること
- (3) 昼食時に黙食すること（職員の巡回や保健委員による呼びかけ）

##### 3 部活動・HR活動

以下の通り実施します。ただし、練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。

###### (1) 平日（4日）

- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、校内のみの活動を行います。
- ・活動時間は2時間以内とします。

###### (2) 土日

- ・原則休止とします。ただし、県教育委員会が指定する大会への参加、それに伴う大会初日の3週間前からの練習はできます。
- ・活動は、土日のいずれか1日のみで、3時間以内とします。

##### 4 心のケア

宣言延長により生徒の心のケアへの影響が懸念されます。感染するかもしれない、感染させるかもしれないといった不安や悩みは、本校カウンセラーや「ひょうごっ子SNS悩み相談」に相談してください。